被 扶 養 者 等 申 告 書（要件確認）

種別	自衛官	階級	3佐

組合員等記号番号	401234567	所属機関	陸上
フリガナ	ボウエイ　タロウ	駐屯地・基地等名	市ヶ谷駐屯地
組合員氏名	防衛　太郎	所属部局課（部隊等名）	陸幕監理部
生年月日	1973年5月1日	連絡先電話番号（内線等）	1-2-12345

認定（取消）を受けようとする者のフリガナ 氏名	性別 続柄	生年月日	海外居住等	職業	年金受給の有無	年間所得推計額	扶養手当の有無	同居・別居の有無	住民票等住所	補足事項
ボウエイ　ハナ 防衛　花	女 妻	1975年3月1日	海外居住で、国内要件の例外に該当する者は	無職	無	0	有	同居	住民票住所 〇〇市〇〇町〇-〇-〇 居住地住所	
									住民票住所 居住地住所	
									住民票住所 居住地住所	
確認したら☑をしてください。									住民票住所 居住地住所	

☑ 以下の内容を確認しました。
・雇用契約上、年間収入（交通費、賞与等含む）が130万円（認定対象のその年の12月31日現在の年齢が19歳以上23歳未満（以下所得税法上の19歳以上23歳未満」という）の者（組合員の配偶者及び事実上の配偶者（以下「組合員の 配偶者等」という。を除く）である者にあっては150万円障害年金等受給者、60歳以上の者は180万円）以上となる場合は扶養認定できません。
・恒常的所得（交通費、賞与等含む）が年間（どの月を見ても）130万円（所得税法上の19歳以上23歳未満」という）の者（組合員の配偶者及び事実上の配偶者（以下「組合員の配偶者等」という。を除く）である者にあっては150万円、障害年金等受給者、60歳以上の者は180万円）以上の場合は扶養認定取消となります。
・扶養認定取消となった場合は、認定取消日に遡って医療費等の回収が発生する場合があります。
・期日までに必要な認定書類を提出しない場合、又は扶養認定取消となり手続きをされない場合等は、職権により認定を取り消す場合があります。

上記のとおり申告します。

防衛省共済組合市ヶ谷センター所属所長　殿

2026 年　10 月 1　日

申告者

住民票住所
〒111-1111
〇〇市〇〇町〇-〇-〇

氏名
防衛　太郎